

# 災害発生時における応急対策活動等に関する協定（案）

## 【災害対策用機械の運搬・操作等】

四国地方整備局四国技術事務所長（防災技術センター長）（以下、「甲」という。）と、《会社名》（以下、「乙」という。）は、災害発生時における応急対策活動等（以下、「応急対策活動」という。）を円滑かつ効率よく実施するために、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下において、災害が発生した、又は災害が発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に応急対策活動等を実施するために必要な協力を求めるときの手続きについて定め、もって被害の拡大の防止と被災施設等の早期復旧に資することを目的とする。

### （役割分担）

第2条 本協定の締結については、甲が災害対策用機械を保有している四国地方整備局徳島河川国道事務所、那賀川河川事務所、香川河川国道事務所、四国技術事務所、松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、土佐国道事務所（以下「担当事務所」という。）所長を代表して締結するものとする。

2 甲は以下の内容を担当事務所長を代表して行うものとする。

- 一 協定参加企業の公募及び選定
- 二 災害対策用機械を保有する担当事務所長への要請
- 三 協定の解除

3 担当事務所長は甲の要請を受け、各協定締結業者へ出動可否確認及び応急対策活動への出動要請及び契約・監督・支払等を担うものとする。

### （協定の有効範囲）

第3条 担当事務所が応急対策活動を実施する場合においても本協定は有効とする。

### （活動の実施範囲・対象施設）

第4条 担当事務所長が乙に対し協力を要請する活動の実施範囲・対象施設は、次のとおりとする。

- 一 四国地方整備局が管理若しくは工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）
- 二 四国地方整備局管内に位置する地方公共団体の所管施設等
- 三 前二号に掲げるもののほか、大規模災害が発生した場合に四国地方整備局が要請する国内における四国地方整備局の管外の災害発生箇所（四国地方整備局の管外に位置する地方公共団体の所管施設等を含む。）

### （活動内容）

第5条 担当事務所長が乙に対し協力を要請する活動は、前条において、担当事務所が保有する災害対策用機械等（協定対象となる災害対策用機械等は別紙一による。）について、乙にて保有又は調達する建設資機材及び応急対策活動に必要な総括的な管理者、技能者（資格保有者）（以下、「建設資機材等」という。）を確保し現地に派遣することにより応急対策活動を実施するものである。

なお、本協定の締結までの間に災害応急対策活動や災害対策用機械の運営等を四国地方整備局の事務所、管理所と契約している場合は、そちらを優先するものとする。

2 災害対策用機械、活動内容及び人員等は、次を基本とする。

なお、協定の有効期限内において、災害対策用機械の追加もしくは変更する場合がある。

- 一 災害対策用機械（別紙一を参照）
- 二 活動内容

第5条第2項第一号災害対策用機械の運搬、操作等とする。

### 三 人員

応急対策活動に必要な人員は5人／班程度とする。

なお、応急対策活動を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす管理者を1人以上配置するものとする。（管理者は応急対策活動に専任の義務は有しないものとする。）

① 1級又は2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

② 乙と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

また、応急対策活動に必要となる資格を有した人員を、必要に応じて配置するものとする。

#### (出動の要請)

第6条 担当事務所長は、乙に対し、第5条に基づく応急対策活動を実施するための出動を別添様式-2（第1報は電話連絡）により要請するものとする。

2 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ別添様式-1により担当事務所長に報告するものとする。

3 出動要請はくじ引き順を基本とし、やむを得ない事情のない限り、要請を受ける義務を負うものとする。ただし、要請時点において次の資格を有していない場合は次の当番から順番に要請を行うものとする。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 四国地方整備局における一般競争参加資格の内、「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④ 出動要請日に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 出動要請があった場合は、出動に要する準備時間を除き、3時間以内担当事務所に集合するものとする。

5 1回の活動期間は9日程度とし、活動が長期間にわたる場合は順番により要請を行うものとする。

6 出動に当たっては出動報告を別添様式-3により担当事務所長に報告するものとする。

#### (応急対策活動の実施)

第7条 乙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出動し、応急対策活動を実施するものとする。

2 応急対策活動に係る指示は、別途通知する監督職員が行うものとする。

## (契約の締結)

第8条 担当事務所長は、乙に第6条の出動を要請した場合は、第6条第3項に基づき速やかに担当事務所長と契約を締結するものとする。

2 第1項の契約は、締結する時点において、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事等を保険対象とする方式があり、契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

## (関係業者との協力)

第9条 乙は、状況により、甲または四国地方整備局の事務所、管理所が別途、災害の応急対策に係る協定、工事又は役務契約等を締結している関係業者（以下、「丙」という。）と協力して応急対策活動を実施するものとする。

2 前項の場合、担当事務所長は、丙の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

## (応急対策活動の完了)

第10条 乙は、担当事務所長の指示（別添様式－4）により応急対策活動が完了したときは、直ちに監督職員に対し、口頭により完了報告を行うものとする。

2 実施した応急対策活動の内容及び建設資機材等の使用数量を後日、書面により担当事務所長に報告するものとする。

## (費用の請求)

第11条 乙は、応急対策活動完了後、当該活動に要した費用を第8条により締結した契約に基づき、担当事務所長に請求するものとする。

## (費用の支払)

第12条 担当事務所長は、第11条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第8条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。なお、費用は土木工事標準積算基準書（国土交通省）等を基本に算定するものとする。

## (訓練の実施)

第13条 本協定で取り扱う災害対策用機械については、習熟を目的とした甲又は担当事務所が実施する操作訓練に可能な範囲で参加するものとする。

2 乙は甲又は担当事務所より訓練実施の案内があった場合は、第6条で報告した技術者等を可能な範囲で参加させるものとする。なお、訓練に参加する費用は無償とする。

## (損害の負担)

第14条 応急対策活動の実施に伴い、担当事務所、乙又は丙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは災害対策用機械及び建設資機材等に損害が生じたときは、乙は遅滞なくその状況を書面により担当事務所長に報告し、その処置については担当事務所長、乙協議して定めるものとする。

2 応急対策活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは災害対策用機械及び建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3 応急対策活動の実施に伴い、明らかに担当事務所の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは災害対策用機械及び建設資機材等に損害が生じたときは、担当

事務所がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第15条 本協定の有効期限は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 甲又は乙の一方からこの協定を解除させる旨の意思表示がなされた場合は、甲及び乙は協議を行い、合意後協定の解除を行うものとする。ただし、解除の意志表示は、解除を希望する日の1カ月前までに書面にて行うものとする。

(その他)

第16条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 香川県高松市牟礼町牟礼1545

四国地方整備局  
四国技術事務所長（防災技術センター長） 田中 元幸

乙 《住所》

《会社名》  
《協定書・選定通知書\_役職名》 《協定書・選定通知書\_氏名》

## (別紙-1)

徳島河川国道事務所 保有機械

・排水ポンプ車（30m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式）	1台
・排水ポンプ車（60m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式）	6台
・照明車	6台
・待機支援車	1台
・標識車（LED標識装置）	1台
・衛星通信車	1台
・可搬型衛星通信装置（Ku-SAT）	1台
・路面清掃車（ブラシ式）	1台
・排水管清掃車（水循環式）	1台
・凍結防止剤散布車（湿润式 6×4 スノープラウ付）	1台
・凍結防止剤散布機	9台
・小型除雪機（除雪幅 0.7m）	2台
・小型除雪機（除雪幅 0.8m）	1台

那賀川河川事務所 保有機械

・排水ポンプ車（30m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式）	2台
・排水ポンプ車（60m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式）	2台
・照明車	2台
・待機支援車	1台
・可搬型衛星通信装置（Ku-SAT）	1台

香川河川国道事務所 保有機械

・排水ポンプ車（30m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式）	2台
・照明車	2台
・散水車（給水装置付）	1台
・標識車（LED標識装置）	1台
・可搬型衛星通信装置（Ku-SAT）	1台
・路面清掃車（ブラシ式）	1台
・側溝清掃車（ロータリーブロア式）	1台
・凍結防止剤散布車（湿润式 6×4 スノープラウ付）	1台
・凍結防止剤散布機	4台
・小型除雪機（除雪幅 0.7m）	2台

四国技術事務所 保有機械

・排水ポンプ車（30m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式）	2台
・照明車	2台
・対策本部車	1台
・待機支援車	1台
・バックホウ（遠隔操縦式 バケット容量 0.45m <sup>3</sup> ）	1台
・分解型バックホウ（遠隔操縦式 バケット容量 1.0m <sup>3</sup> ）	1台
・橋梁点検車	2台
・土のう造成機	1台
・衛星通信車	1台

松山河川国道事務所 保有機械

・排水ポンプ車 (30m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式)	1台
・排水ポンプ車 (60m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式)	1台
・照明車	3台
・対策本部車	1台
・待機支援車	1台
・散水車 (給水装置付)	1台
・標識車 (L E D 標識装置)	1台
・衛星通信車	1台
・可搬型衛星通信装置 (Ku-SAT)	1台
・路面清掃車 (ブラシ式)	1台
・側溝清掃車 (ロータリーブロア式)	1台
・排水管清掃車 (ジェット式)	1台
・凍結防止剤散布車 (乾式 6×4 スノープラウ付)	2台
・凍結防止剤散布車 (湿潤式 6×4 スノープラウ付)	2台
・凍結防止剤散布機	6台
・凍結防止剤散布機 (ユニット式)	1台
・小型除雪機 (除雪幅 0.6m)	3台
・小型除雪機 (除雪幅 0.8m)	3台

大洲河川国道事務所 保有機械

・排水ポンプ車 (30m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式)	5台
・排水ポンプ車 (60m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式)	2台
・照明車	3台
・待機支援車	1台
・可搬型衛星通信装置 (Ku-SAT)	1台
・凍結防止剤散布車 (乾式 6×4 スノープラウ付)	1台
・凍結防止剤散布車 (湿潤式 4×4 スノープラウ付)	1台
・凍結防止剤散布車 (湿潤式 6×4 スノープラウ付)	2台
・凍結防止剤散布機	4台
・小型除雪機 (除雪幅 0.8m)	3台

高知河川国道事務所 保有機械

・排水ポンプ車 (30m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式)	5台
・排水ポンプ車 (60m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式)	1台
・照明車	3台
・可搬型衛星通信装置 (Ku-SAT)	1台

中村河川国道事務所 保有機械

・排水ポンプ車 (30m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式)	3台
・排水ポンプ車 (60m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式)	2台
・照明車	4台
・待機支援車	1台
・簡易遠隔操縦装置 (ロボQS)	1台
・土のう造成機	1台

・衛星通信車	1台
・可搬型衛星通信装置 (Ku-SAT)	1台
・凍結防止剤散布車 (湿潤式4×4スノープラウ付)	2台
・凍結防止剤散布機	3台
・小型除雪機 (除雪幅0.8m)	2台

土佐国道事務所 保有機械

・照明車	3台
・対策本部車	1台
・待機支援車	2台
・散水車 (給水装置付)	1台
・標識車 (LED標識装置)	1台
・衛星通信車	1台
・路面清掃車 (ブラシ式)	1台
・側溝清掃車 (ロータリープロア式)	1台
・排水管清掃車 (ジェット式)	1台
・凍結防止剤散布車 (湿潤式4×4スノープラウ付)	1台
・凍結防止剤散布車 (湿潤式6×4スノープラウ付)	1台
・凍結防止剤散布機	6台
・小型除雪機 (除雪幅0.8m)	2台
・小型除雪機 (除雪幅0.9m)	2台

## 出動要請の連絡体制

令和 年 月 日現在

会社名 :

住 所 : 〒 ○○県△△市◆◆

TEL : FAX : E-mail :

平常時の連絡窓口 : ○○部 プレジデント 太郎

### ◆連絡体制

	役職	氏名(フリガナ)	電話番号	FAX番号	携帯電話番号
第1連絡者					
第2連絡者					
第3連絡者					

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇 殿

四国地方整備局  
〇〇河川国道事務所長

## 出動要請書

「災害発生時における応急対策活動等に関する協定」に基づき以下のとおり出動を要請します。  
なお、今回の出動に関する指示者は次の者とします。

**指示者：〇〇河川国道事務所 〇〇〇〇**

要請日時	令和 年 月 日 時 分
要請内容	<input type="checkbox"/> 担当事務所へ集合 ( たちに ・ 時 分までに) <input type="checkbox"/> 下記現場へ出動 ( たちに ・ 時 分までに)
活動内容	
出動機械	<input type="checkbox"/> 排水ポンプ車(30m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式) ( 台) <input type="checkbox"/> 排水ポンプ車(60m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ式) ( 台) <input type="checkbox"/> 照明車 ( 台) <input type="checkbox"/> 対策本部車 <input type="checkbox"/> 待機支援車 <input type="checkbox"/> バックホウ (バケット容量0.45m <sup>3</sup> ) ・ (バケット容量1.0m <sup>3</sup> ) <input type="checkbox"/> 簡易遠隔操縦装置 (ロボQS) <input type="checkbox"/> 散水車 (給水装置付) <input type="checkbox"/> 標識車 (LED標識装置) <input type="checkbox"/> 橋梁点検車 ( 台) <input type="checkbox"/> 土のう造成機 <input type="checkbox"/> 衛星通信車 <input type="checkbox"/> 可搬型衛星通信装置 (Ku-SAT) <input type="checkbox"/> 路面清掃車 (ブラシ式) <input type="checkbox"/> 側溝清掃車 (ロータリープロア式) <input type="checkbox"/> 排水管清掃車 (ジェット式) ・ (水循環式) <input type="checkbox"/> 凍結防止剤散布車 (乾式6×4スノープラウ付) ( 台) <input type="checkbox"/> 凍結防止剤散布車 (湿潤式4×4スノープラウ付) ( 台) <input type="checkbox"/> 凍結防止剤散布車 (湿潤式6×4スノープラウ付) ( 台) <input type="checkbox"/> 凍結防止剤散布機 ( 台) <input type="checkbox"/> 小型除雪機 ( 台) <input type="checkbox"/> セルフローダ又はトレーラ (積載 t以上) [運転手付] <input type="checkbox"/> トランク (積載4t以上 クレーン付)
出動人員	<p>_____名以上 (うち、次の資格保有者を含むものとする)</p> <input type="checkbox"/> 玉掛け技能講習修了者を 名以上 <input type="checkbox"/> バックホウ操縦有資格者を 名以上 <input type="checkbox"/> 自動車運転免許 (準中型) 保有者を 名以上 <input type="checkbox"/> 自動車運転免許 (中型8t限定) 保有者を 名以上 <input type="checkbox"/> 自動車運転免許 (中型または大型) 保有者を 名以上
問い合わせ先	〇〇河川国道事務所 〇〇課 〇〇〇〇 TEL (〇〇)〇〇-〇〇

四国地方整備局  
○○河川国道事務所長 殿

(株)○○○○  
代表取締役 ○○○○

## 出 動 報 告 書

令和 年 月 日 の出動要請に対し、以下のとおり報告します。

報告日時	令和 年 月 日 時 分			
出動内容	<input type="checkbox"/> 担当事務所へ出動		出発時刻	時 分
	<input type="checkbox"/> 現場へ出動		到着予定時刻	時 分頃
出動人員		会社名	氏名	携帯電話番号
	代表			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
※携帯電話番号は代表者のみ記入 ※別添様式－1での報告も可				
出動機械		保有会社名（リース会社名）	機械名（車種名）	ナンバープレート番号
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
※出動機械に随行する車両(ライトバン等)も記載				

令和　年　月　日

株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇 殿

四国地方整備局  
〇〇河川国道事務所長

## 災害対策活動完了指示書

令和　年　月　日の出動要請に対する災害対策活動は、下記時刻をもって完了とします。

完了日時	令和　年　月　日　時　分
------	--------------

要請日時	令和　年　月　日　時　分
活動内容	

(参考) 協定締結後のフロー

